

令和元年度

事 業 概 要

東京都教職員研修センター

目 次

第1 総説	
1 平成31年度東京都教員研修計画 (H30.12月 東京都教育委員会)	1
2 研修・研究事業計画策定基本方針 (H30.10.26 制定)	5
第2 設置目的及び組織等について	
1 設置条例 (H12.12.22 条例第二〇六号)	6
2 所内組織図	7
3 処務規則	8
4 組織目標・方針 (H31教セ企第34号)	11
第3 予算・決算 /事業計画・事業実績	
1 予算・決算	12
2 事業計画・事業実績	14
第4 教員研修事業 (研修案内に詳細のないもの)	
1 OJTや自己啓発及び研究への支援の充実	19
2 次代を担う人材育成のための多様な取組の推進	22
第5 行政職員研修事業	
1 研修の目標	24
2 研修の実施方針	24
3 行政職員研修体系	25
4 行政職員研修の概要	26
第6 施設等	
1 定数及び現員	27
2 施設概要	27
3 東京都教職員研修センター フロア一図	28
4 沿革	31
5 アクセス	31
6 東京都教職員研修センターTwitterについて	32
7 東京都教職員研修センターTwitterアカウントポリシーについて	32

第1 総説

1 平成31年度東京都教員研修計画

(平成30年12月 東京都教育委員会)

はじめに

グローバル化や情報化が急速に進展し、子供たちを取り巻く社会は大きく変化しています。学校教育には、子供たちがこれからの時代に対応できる力を育むことが求められており、その役割を果たすためには教員の資質・能力の向上が欠かせません。一方、東京都では、ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の大量採用が続き、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている現状があり、これまで以上に意図的・計画的な人材育成を行うことが求められています。

東京都教育委員会は、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針」、「OJTガイドライン」、「校長・副校長等育成指針」を策定しました。その後、成果と課題を踏まえてそれぞれ改正を加え、「東京都教員人材育成基本方針」(平成27年2月一部改正)、「OJTガイドライン」(平成27年10月第3版)、「学校管理職育成指針」(平成25年5月改正)とし、各職層の教員の計画的な育成を図ってきました。

国においては、平成28年11月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が公布され、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に、校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画を策定することが義務付けられました。

東京都教育委員会では、こうした法改正やこれまでの取組を踏まえ、平成29年7月、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定し、教員自らが生涯にわたって、職層や経験に応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。

また、この指標を踏まえて、東京都教員研修計画を作成しました。本研修計画では、人材育成に関する取組を「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」の三つの手段の目的や意義について整理し、教員研修を総括しています。各学校では、指標や本研修計画を自己申告の面接等の機会に活用し、校長・副校長はもちろん、教員一人一人が資質・能力向上に向けて意識を高め、計画的に研修や自己啓発に取り組んでいただくことを期待しています。また、各区市町村教育委員会におかれましては、指標や本研修計画を踏まえた研修を企画・運営するなどして、教員のキャリアに応じた人材育成の推進をお願いします。

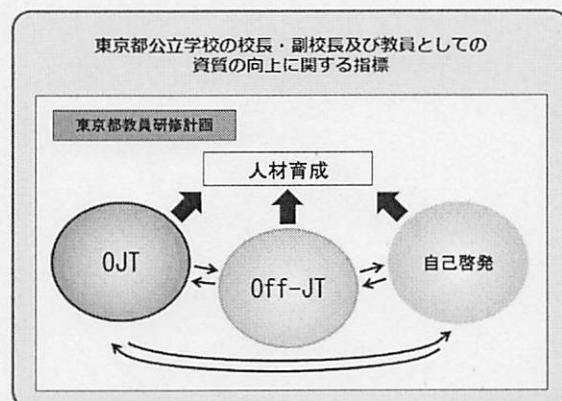
1 東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

前掲 (P18～P21)

2 教員の人材育成について

(1) 教員の人材育成の全体像

教員の人材育成では、「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」の三つの手段があいまってはじめて効果的な育成が可能となります。校長・副校長や主幹教諭等同じ学校に勤務する教員等からの指導はもちろん、教員個人の自己啓発、教員同士の相



互啓発が醸成され、互いに高め合う環境をつくることが大切です。教員の「自ら育つ」意識を引き出し、成長させていくよう、経験や職層に応じて身に付けるべき力を提示し、将来の展望を明らかにします。

人材育成を図るためにには、研修や学校での実務を通した学びや教員自らによる学びとの相互の関連が重要です。また、教員は、Off-JTで学ぶ機会を一つの契機として受け止め、OJTの活性化につなげること、さらには、Off-JTやOJTで学んだことを生かし、自ら学び、自己を高めることができるように、自己啓発に励むことが重要です。

本教員研修計画では、教員自らが、職層に応じて求められる力を自覚し、「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」を計画的に実施していくことで、指標に挙げられている目標を達成することができるよう示しています(図2)。

(2) 「OJT」について

「OJT」とは、「On the Job Training」の略で、「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組」のことです。

期待される効果としては、いつでも、必要なときに、具体的な指導ができること、個々の具体的な業務に即した指導ができるここと、受ける側の主体性や積極性を尊重し、それらを伸ばすことができること、日常の業務実践を通じて人を育てるため、今日的課題に対応した人材育成が可能になります。

本教員研修計画では、職層別に、求められる資質・能力を身に付けるための主に校内での具体的な場面や行動例を示しています。

(3) 「Off-JT」について

「Off-JT」とは、職場以外の研修機関等で学ぶ研修のことです。「Off-JT」の項目例としては、東京都教職員研修センター等における職層研修などの通所研修、教育研究員、教職大学院への派遣、区市町村教育委員会主催の研修などが挙げられます。

期待される効果としては、幅広い視野を涵養かんようできること、最新・高度な知識や情報を集中的・効率的に収集できること、異なる職層や校種の人々と交流ができるなどとが挙げられます。本教員研修計画では、職層別に、求められる資質・能力を身に付けるための具体的場面や研修例を示しています。

なお、東京都教職員研修センターが行う研修については、ホームページに研修案内が掲載されています。

(4) 「自己啓発」について

「自己啓発 (Self-Development)」は、教員としての資質・能力を向上させるために、課題意識をもって様々な研さんと修養に自ら励むことです。

「自己啓発」の項目例としては、興味・関心をもつ領域への自己研さんなどが挙げられます。

期待される効果としては、自らが興味・関心をもつ領域について、書物を読んだり、セミナーに参加したりすることを通して、知識や経験を増やし自己研さんすることで、そこで得られた知識・技能等を児童・生徒の教育やOJTを通じて還元できることが挙げられます。

本教員研修計画では、教員としての資質・能力の向上を図る自己啓発例を示しています。

3 教員研修計画の活用について

(1) 教員の学びを子供の指導につなげる

新学習指導要領では、各教科等で身に付けさせるべき力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱を軸として捉え、「主体的・対話的で深い学び」という視点から指導の在り方を見つめ直して授業改善を行い、より質の高い学びを実現させてくことが求められます。

ア自分自身を高めるために

教員は常に、自己を向上させ成長し続けていくことが求められます。自分は今どのような力を身に付いているのか、これからどのような能力を身に付けていくことが必要なのか、それらをしつかり見つめ、自己を磨き、高めていくことが期待されます。

以下に、教員研修計画の教員個人の活用例を示します（図3）。

職層に応じて……

例1
私は教職6年目の教諭です。主任教諭になることを視野に入れ、学級や学年だけでなく、学校全体の生活指導の在り方について提案できるよう、生活指導に関する知識や指導力を向上させていこうと考えています。

◆ 「教員研修計画」で現在の自分が身に付けるべき力を確かめる。
◆ 教員としての自らの「次のステージ」を意識して、今から身に付けていくべき力を意識する

課題や目標に合わせて……

例2
私は教職10年目の主任教諭です。教科指導についての専門性を向上させるため、都の研究指定校の発表会に積極的に参加しています。さらに今年度からは、管理職と相談し、教科の研究団体の研究会に、毎月1回参加することにしました。

◆ 「東京都教育委員会研究指定校等、教員の資質・能力の向上に関する委員会等」のリストから、自らの課題や目標に応じたものに参加する。
◆ 教科等の研究団体の活動に参加したり、発表会等を開きに行ったりして、先進的な取組に触れる。

図3

イ組織の力を高めるために

学校全体で教育活動に取り組む組織としての力を向上させるには、各教員の職層や能力、学校としての課題、保護者や地域の願いなどに応じて、計画的OJTやOff-JTを推進していくことが大切です。管理職を中心に校内研修や研究活動に積極的に取り組むことが求められます。

以下に、教員研修計画の組織としての活用例を示します（図4）。

課題や目標に合わせて……

例3
私が校長を務める学は、「子供たちの豊かな心を育む」こと、教目標の重点項目にしています。今年度は、教員一人一人の道徳の授業力の向上を校内研修のテーマに設定しています。また、来年度は全校体制で研究活動に取り組みたいと考えています。

◆ 「東京都教育委員会研究指定校等、教員の資質・能力向上に関する委員会等」のリストを活用して、主幹教諭や研究主任を発表会等に参加させ、校内で共有する。
◆ 教育委員会と相談し、研究指定校や拠点校等に応募して、全体制での研究活動を推進する。

図4

(2) 「マイ・キャリア・ノート」を活用した研修計画作成の支援

「マイ・キャリア・ノート」は、教員一人一人が過去の研修履歴を確認し、研修計画を主体的に計画することにより、自ら課題をもって自律的に研修に臨み、時代の変化や自らのキャリアステージで求められる資質・能力を生涯にわたって高めていく力を身に付ける支援を目的としています(図5)。

「教員研修計画」を「マイ・キャリア・ノート」上に掲載し、教員に、自らのキャリアを計画する際に活用するとともに、管理職においても、当該教員に求められる資質・能力を意識しながら、人材育成に取り組むことで、一人一人の教員の職務遂行能力を向上させ、学校全体として質の高い教育を提供することが期待されます。

自らのキャリア計画・研修計画を立案するための「マイ・キャリア・ノート」

◆各自が学校・自宅パソコン又はスマートフォン等からパスワードを入力



個人用の「マイ・キャリア・ノート」へログイン



◆教職経験年数、教科の専門性に応じた情報提供

- ・自動表示される過去の研修受講歴、必修研修や教科等課題研修の案内
- ・今後の研修計画の入力により自己の研修計画の具体化
- ◆学び続ける教師、生涯にわたっての学びをサポート
- ・教職大学院派遣要項や各研究団体ホームページ等とリンク
- ・各昇任選考要項、リーフレット等を常時掲載
- ◆研修動画の配信により時と場所を選ばず研修及び自己啓発が可能
- ・通所研修の内容の充実を図るとともに、通所研修の一部を研修動画で受講する。(今後、順次動画を配信予定)
- ・コンパクトな研修動画(約30分程度)を提供することで、自己啓発及び校内研修での活用が可能

東京都教職員研修センターのホームページ(教職員専用ページ)

東京都教職員研修センター
Tokyo Metropolitan School Personnel in Service Training Center

サイト内検索 検索

文字サイズ 小 中 大

※基盤統合トップページ ◉ 東京都教育委員会トップページ

トップ 教職員向けトップ 職員研修 年次研修 リーダー養成研修 専門性向上研修 OJT・自己啓発支援

マイ・キャリア・ノート
研修受講申込支援システムの
名称が変わりました。
セキュリティ機能向上のため
一部の機能を隠蔽して表示しています。

マイ・キャリア・ノート
ログインマニュアル

研修動画配信
(登録・育休中・休職中の教員
且しよ地区の教員のみ対象)

・ID(職員番号8ケタ)とパスワード(初期パスワードは各学校管理職に配布済み)を用意する。

・ここから、「マイ・キャリア・ノート」にログインする。

・自己の研修履歴等を確認し、研修講座申込や自己のキャリア形成について計画する。

図5

2 研修・研究事業計画策定基本方針（平成30年10月26日制定）

東京都教育委員会は、平成20年に策定した「東京都教員人材育成基本方針」（平成27年2月一部改定）等に基づき、教員養成課程を有する大学と緊密に連携しながら、教員研修の充実を図ってきました。

また、平成29年4月に施行された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」に基づき、東京都教員育成協議会を設置し、平成29年7月に「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を策定しました。さらに、同年10月には、「指標」に基づき毎年度定める「東京都教員研修計画」（以下「教員研修計画」という。）を策定する等、法改正を踏まえ、その趣旨を具現化するための取組を推進しています。

1 東京都教職員研修センターの役割

東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）では、研修センター設置条例、研修センター処務規則等に基づき、教員養成段階を含め、教職員生活全体を通じた資質・能力の向上に資する研修や、直面する教育課題の解決に資する調査研究等を行い、東京都における教育の充実・振興を図っています。

2 本基本方針の位置付け

研修センターは、職層や経験に応じた研修を計画的に行うとともに、教員の専門性を高める研修や教育課題に対応した研究を行っています。研修センターには、このような研修・研究事業を通して、東京の将来を見据えた教育に関する取組の改善・充実を図る役割が求められています。

そこで、今般の学習指導要領の改訂や教員の働き方改革の動向等を踏まえ、今後の研修センター事業の中・長期的な視点からの方向性を示すために、本方針を改定することとしました。

3 これから時代に求められる研修企画の工夫改善

「教員研修計画」では、人材育成の三つの手段である「OJT」、「Off-JT」、「自己啓発」を計画的に実施することを示しています。研修センターは、この「教員研修計画」の趣旨を踏まえながら、教員の研修（Off-JT）に関する事業を着実に企画・実施していきます。

とりわけ、研修の企画に当たっては、授業及び学習指導におけるICTの利活用、特別支援教育、外国語教育、道徳教育の一層の推進等、新たな教育課題に対応した研修を展開していきます。加えて、学習指導要領の改訂を受けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等に資する研修や教科等間の関連及び各学校段階間の円滑な接続に配慮した研修を企画していきます。

また、研修の在り方や手法についても見直しを行い、主体的・協働的な学びの要素を含んだ演習や協議等の方法を積極的に取り入れて実施していきます。このことにより、受講者である教職員が、研修内容をより深く理解し、学校における指導の改善等につなげることができるようになります。

さらに、「学校における働き方改革推進プラン」を踏まえ、ICTを活用したWeb研修やサテライト方式による研修の導入等、効率的で効果的な研修方法の工夫改善を図っていきます。

4 教育課題に対応する先駆的な研究の実施と普及・還元

新たな時代に向け、学校の抱える課題は、複雑化・困難化するだけでなく、拡大し、多様化しています。また、学習指導要領の改訂に伴う学校の教育活動の改善や様々な教育課題等、学校が早期に対応したり、解決が迫られたりするものが数多くあります。

研修センターでは、これらの課題解決や対応に向けた取組を支援する研究を実施していきます。その上で、研究成果を、各学校における校内研究等OJT活性化の支援するために情報提供し、研修センターが実施する研修との関連を図っていきます。

5 学び続ける教員の自己啓発支援の充実

教員一人一人が、自己の研修の計画を主体的に立案するためのICTツール「マイ・キャリア・ノート」の充実を図ります。教員が「マイ・キャリア・ノート」を通じて確認することができる研修履歴と「指標」とを参考にしながら、自ら課題をもって自律的に研修に臨めるようにするための支援をしていきます。

また、「マイ・キャリア・ノート」の、eラーニングや動画視聴等ができる環境を充実させ、教員の自己啓発を支援していきます。これらの取組を通して、教員一人一人が時代の変化や自らのキャリアステージで求められる資質・能力を生涯にわたって高めていく力を身に付けることができるようになります。

第2 設置目的及び組織等について

1 設置条例

東京都教職員研修センター設置条例

平成一二年一二月二二日
条例第二〇六号

(設置) 第一条 東京都における教育の充実及び振興を図るため、東京都教職員研修センター(以下「研修センター」という。)を東京都文京区本郷一丁目三番三号に設置する。

(平一七条例一四〇・一部改正)

(事業) 第二条 研修センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 公立学校の教職員(以下「教職員」という。)の研修に関すること。
- 二 東京都教育委員会の任命に係る職員(教職員を除く。)の研修に関すること。
- 三 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- 四 教育に関する資料の収集及び活用並びに教職員に対する研究相談に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(平一七条例一四〇・一部改正)

(職員) 第三条 研修センターに事務職員その他必要な職員を置く。

(平一七条例一四〇・旧第四条繰上)

(委任) 第四条 この条例の施行について必要な事項は、東京都教育委員会規則で定める。

(平一七条例一四〇・旧第五条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

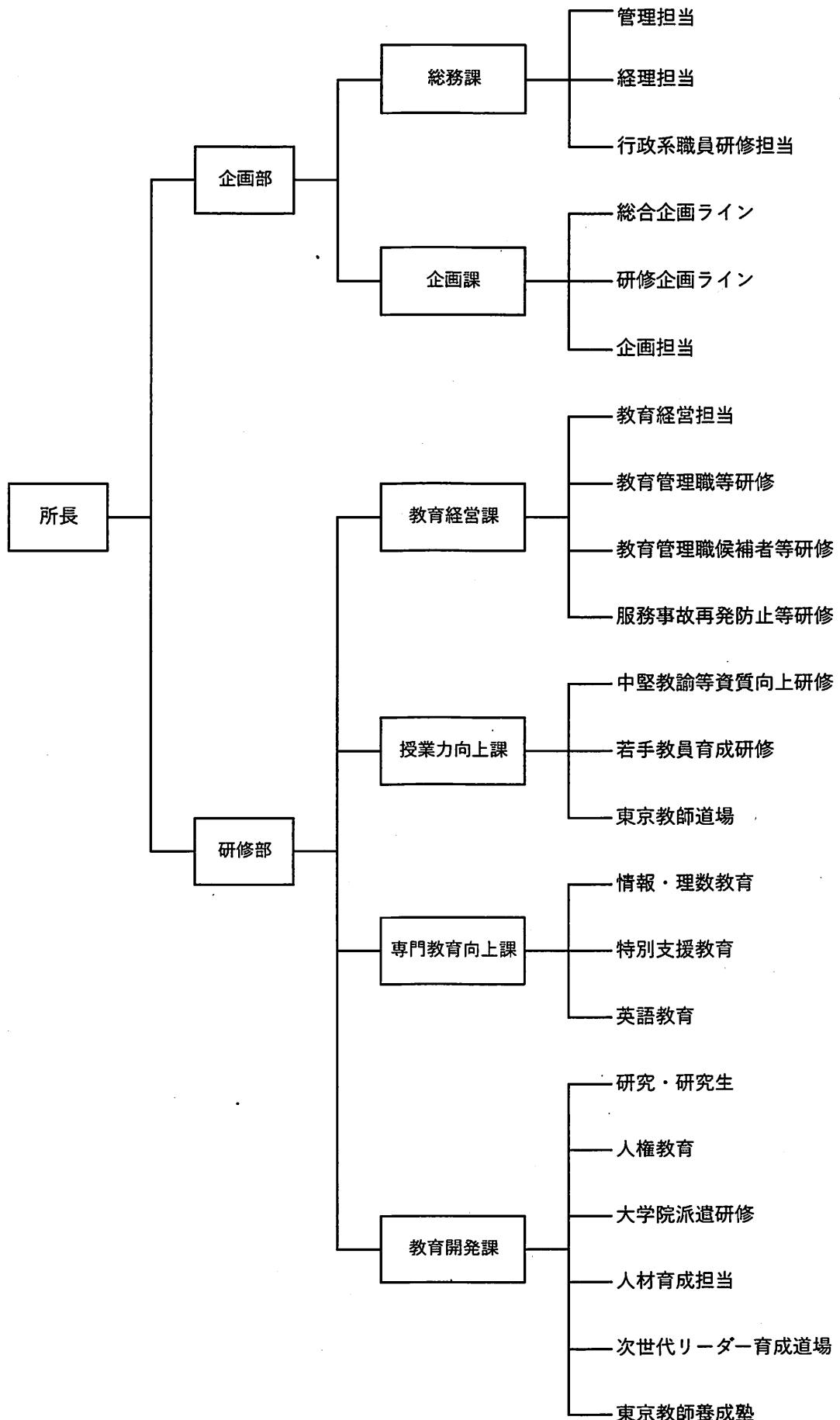
- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
(東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所設置条例等の廃止)
- 2 次の条例は、廃止する。
 - 一 東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所設置条例
(昭和三十九年東京都条例第百十一号)
 - 二 東京都総合技術教育センター設置条例
(平成八年東京都条例第三十二号)

附 則

(平成一七年条例第一四〇号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 所内組織図



3 処務規則

東京都教職員研修センター処務規則

平成一三年三月三〇日
教育委員会規則第六号

(目的) 第一条 この規則は、東京都教職員研修センター(以下「研修センター」という。)の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(分課) 第二条 研修センターに次の部及び課を置く。(P32 別添参照)

(平一八教委規則六・全改、平二八教委規則一〇・一部改正)

(分掌事務) 第三条 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。(P32 別添参照)

(平一八教委規則六・全改、平一九教委規則一七・平二〇教委規則四九・平二五教委規則四・平二六教委規則三・平二九教委規則一二・一部改正)

(職) 第四条 研修センターに所長を、部に部長及び主任指導主事を、課に課長を置く。

2 課に統括指導主事を置くことができる。

3 課に課長代理を置くことができる。

4 課に指導主事を置くことができる。

5 前各項に定めるものほか、必要な職を置く。

(平一六教委規則二八・一部改正、平一八教委規則六・旧第五条線上・一部改正、平二七教委規則一五・一部改正)

(職員の職責) 第五条 所長は、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、研修センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 部長は、所長の命を受け、部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、部長の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 主任指導主事は、部長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

5 統括指導主事は、課長の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

6 課長代理は、課長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、担任の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもって課長に報告するものとする。

7 指導主事は、課長又は統括指導主事の命を受け、学校教育に関する専門的事務を処理する。

8 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(平一六教委規則二八・一部改正、平一八教委規則六・旧第六条線上・一部改正、平二七教委規則一五・平二八教委規則一〇・一部改正)

(所長の決定対象事案) 第六条 所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 研修センターの運営方針に関すること。

二 部長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

三 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。

四 重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関すること。

(平一八教委規則六・旧第七条線上)

(部長の決定対象事案) 第七条 部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

二 職務上の秘密に属する事項の発表に関すること。

三 百万円以上二千万円未満の教育財産の取得の申出及び公用廃止に関すること。

四 非常勤職員の任免、報酬及び費用弁償に関すること。

五 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案(所長の指定する事案を除く。)。

六 重要な告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事案(所長の指定する事案を除く。)。

(平一八教委規則六・旧第八条線上)

(課長の決定対象事案) 第八条 課長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする

一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事。

二 所属職員の事務分掌、出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関する事(課長代理の権限に属するものを除く。)。

三 百万円未満の教育財産の取得の申出及び公用廃止に関する事。

四 報告、答申、進達及び副申に関する事(重要な事項に関するものを除く。)。

五 告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事(重要なものを除く。)。

六 諸証明に関する事。

七 文書の受理に関する事。

(平一八教委規則六・旧第九条線上、平二七教委規則一五・一部改正)

(課長代理の決定対象事案) 第八条の二 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする

- 一 課長代理の出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること。
- 二 所属職員の事務分掌、出張、研修命令、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更、職務に専念する義務の免除及び給与の減額免除の承認に関すること(課長代理の権限に属するものを除く。)。
- 三 百万円未満の教育財産の取得の申出及び公用廃止に関すること。
- 四 報告、答申、進達及び副申に関する事項(重要な事項に関するものを除く。)。
- 五 告示、公表、通達、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事項(重要なものを除く。)。六 諸証明に関する事項。
- 七 文書の受理に関する事項。

(平二七教委規則一五・追加)

(報告) 第九条 所長は、毎月次に掲げる事項について、教育長に報告しなければならない。

一 前月分の職員の勤務状況

二 前月分の事務の処理状況の概要

2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項は、その都度教育長に報告しなければならない。

(平一八教委規則六・旧第十条繰上)

(処務細則) 第十条 所長は、あらかじめ教育長の承認を得て、研修センターの処務細則を定めることができる

(平一八教委規則六・旧第十二条繰上)

(準用) 第十一条 この規則に定めるものを除いては、東京都教育委員会事案決定規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号)を準用する。

(平一八教委規則六・旧第十二条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所処務規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 東京都立教育研究所及び東京都立多摩教育研究所処務規則(昭和四十一年東京都教育委員会規則第二十三号)

二 東京都総合技術教育センター処務規則(平成八年東京都教育委員会規則第二十八号)

附 則

(平成一四年教委規則第六号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

(平成一六年教委規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一八年教委規則第六号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

(平成一九年教委規則第一七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

(平成二〇年教委規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二五年教委規則第四号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成二六年教委規則第三号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(平成二七年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

(平成二八年教委規則第一〇号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

(平成二九年教委規則第一二号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

別添

企 画 部	総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 研修センター運営の企画及び連絡調整に関すること。 2 研修センターの所属職員の人事及び給与に関すること。 3 研修センターの公文書類の収受、発送、編集及び保存に関すること。 4 研修センターの会計事務に関すること。 5 研修センターの施設及び設備の維持管理に関すること。 6 東京都教育委員会の任命に係る職員(教育職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。)を除いた者をいう。)の研修の企画及び実施に関すること。 7 研修センター内の取締りに関すること。 8 研修センター内他の部及び課に属さないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> 1 研修センターの事業の総合計画及び総合調整に関すること。 2 教育職員の研修及び研究の調整、評価及び進行管理に関すること。 3 研修訪問に関すること。 4 認定研修団体及び認定講師に関すること。
研 修 部	教 育 經 営 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育管理職(校長、副校長、教頭その他これに準ずる職にある者をいう。以下同じ。)の研修に関すること。 2 教育管理職の候補者の研修に関すること。 3 指導主事の研修に関すること。 4 主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教育職員の主任の研修に関すること。 5 指導力不足等教員及び服務事故再発防止の研修に関すること。 6 その他職層研修に関すること。 7 部内他課に属さないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> 1 東京都若手教員育成研修(初任者研修及び新規採用教員の研修を含む。)に関すること。 2 東京教師道場に関すること。 3 中堅教諭等資質向上研修に関すること。 4 その他学校の授業力向上の研修に関すること。
教 育 向 上 課	専 門 教 育 向 上 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 教科等の研修に関すること。 2 教育課題の研修に関すること。 3 学校教育相談の研修に関すること。 4 特別支援教育の研修に関すること。 5 派遣研修に関すること。 6 産業教育、情報教育及び進学対策の研修に関すること。 7 その他教育職員の専門的分野の研修に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 1 カリキュラム及び教材情報に関すること。 2 教育課題研究に関すること。 3 人権教育に関すること。 4 教員研究生に関すること。 5 東京教師養成塾に関すること。

4 組織目標・方針

平成31年度 東京都教職員研修センター組織目標・方針

H31教セ企第34号

1 東京都教職員研修センター組織目標

東京都教職員研修センターは、養成段階を含めた教職員生活全体を通じて、教職員等の資質・能力の向上や専門性の高度化を図るために研修・研究事業を推進し、東京都における教育の充実・振興に努める。

2 東京都教職員研修センター組織方針

〈基本方針〉

- 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員の資質の向上に関する指標」を踏まえて策定した「東京都教員研修計画」に基づき、教員の資質・能力の向上に資する研修・研究事業を実施する。
- 「東京都職員人材育成基本方針」、「教育庁人材育成基本方針」、「都庁組織・人事改革ポリシー」、「東京都人事交流指針」及び「東京都職員研修基本計画」を踏まえて策定した「教育庁等職員及び学校事務職員等研修実施計画」に基づき、職員の職務能力の向上に資する研修を実施する。
- 学校等におけるOJTの推進及び教職員等の自己啓発への支援を図る。

〈事業方針〉

- 教員等として求められる力を育成する多様な研修機会の提供を行うとともに、「マイ・キャリア・ノート」の一層の活用により、教員の自己啓発等を推進し、効率的・効果的な研修を実施する。
- 職層や経験に応じた研修を通じて、研修成果を普及するリーダーを育成する。
- 教員の専門性を高める研修を通じて、新学習指導要領の趣旨や東京都の多様な教育課題、人材育成の基本的な事項を踏まえた事業を推進する。
- 新規採用から主任昇任時までの研修を重点化して実施し、早期に基礎的な知識を付与するとともに、都政を担う気概を涵養し、「東京都のプロ職員」としての資質・能力の向上に取り組む。

〈運営方針〉

- 事業計画を策定するにあたり、各事業の目的、内容及び必要性の徹底した検討を行い、スクラップ&ビルトと、研修の内容及び方法の見直しとを行う。
- 学校教職員及び東京都教職員研修センター職員の双方の各種事務処理に係る負担の軽減を図るとともに、ICTを積極的に活用し、効率的な事業運営を図る。
- 情報セキュリティ対策を遵守するとともに、個人情報の適切な管理を徹底する。
- 緊急に発生した課題に迅速かつ的確に対応するため、部や課の連携をより強化し、一体的な組織運営を推進する。
- 東京都教職員研修センターの職員が、ライフ・ワーク・バランスを保ち、心身の健康などを保持できる職場環境を構築する。

第3 予算・決算／事業計画・事業実績

1 予算・決算

1 予算概要（平成31年度）

(単位：千円)

区分	予算額			備考
	31年度	30年度	増△減	
管理運営	181,089	198,235	△17,146	教職員研修センターの管理運営等
研修センターのICT化	51,171	54,236	△3,065	タブレット端末の整備、効果測定等システムの運用
建物維持管理	108,749	118,061	△9,312	教職員研修センターの建物維持管理費
指導施設管理費計 (a)	341,009	370,532	△29,523	
東京都若手教員育成研修	102,388	100,583	1,805	若手教員1・2・3年次研修、新規採用養護教諭等研修
経験者研修等	20,191	20,315	△124	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
研修動画配信システム	6,698	6,698	0	産育休教員等に対して、研修講義の動画を配信
Web研修用動画の制作・配信	18,267	23,720	△5,453	研修動画の作成・配信による教員支援の充実等
職層研修	23,860	26,006	△2,146	教育管理職研修、主幹教諭・指導教諭研修、主任教諭研修等
専門研修	29,219	34,680	△5,461	教科等・教育課題研修、学校教育相談研修等
調査研究	24,951	32,485	△7,534	教育に関する調査研究、人権教育に関する資料収集等
育成研修	19,350	3,290	16,060	指導力不足等教員に対する研修、特別支援コーディネータ養成
東京教師道場	90,994	90,999	△5	授業研究を通して2年間で授業力を向上
教職大学院派遣研修	25,434	25,434	0	教育管理職候補者・現職教員を教職大学院へ派遣
「東京教師養成塾」の運営	68,459	68,473	△14	小学校等教諭を希望する大学生を高い志をもった教師に養成
【終】JICAと連携した国際貢献人材の育成	0	10,652	△10,652	事業終了
都立高等学校海外留学等支援事業	550,382	534,399	15,983	毎年度200人規模で都立高校生の海外留学を支援
指導研修費計 (b)	980,193	977,734	2,459	
教育指導奨励費計 (a+b)	1,321,202	1,348,266	△27,064	
行政職員研修	21,096	22,904	△1,808	学校事務職員、教育庁事務局職員の実務・人権研修
教育管理費計	21,096	22,904	△1,808	
教職員研修センターの施設整備	197,911	185,276	12,635	自火報盤、入退室管理装置の改修工事等
施設整備費計	197,911	185,276	12,635	
教職員研修センター予算総計	1,540,209	1,556,446	△16,237	

注) 建物維持管理には、東部学校経営支援センターの施設維持費を含む。

2 決算概要（平成29年度）

(単位:千円)

項目	予算(A)	決算(B)	不用額(A-B)	執行率(B/A)
管理運営	320,486	272,183	48,303	84.9%
教職員研修事業	268,074	219,892	48,182	82.0%
東京教師道場	95,748	86,947	8,801	90.8%
教職大学院派遣	27,717	20,838	6,879	75.2%
教師養成塾	68,848	64,765	4,083	94.1%
体罰の根絶に向けた研修	4,131	3,364	767	81.4%
JICAとの連携事業	12,548	11,321	1,227	90.2%
次世代リーダー育成プログラム	528,433	522,107	6,326	98.8%
教職員研修センターのICT化	44,388	27,703	16,685	62.4%
計	1,370,373	1,229,120	141,253	89.7%

2 事業計画・事業実績

1 教員系研修実施計画（平成31年度）

種 別		対 像	講座数	計画コマ数	予定対象者数	担当課
(1) 職層研修	教育管理職研修	都立学校長	4	20	925	教育経営課
	都立学校長研修	都立学校長	1	4	248	
	公立学校校長職候補者研修	校長職候補者選考合格者等	1	11	265	
	都立学校副校长研修	都立学校副校长	1	4	369	
	統括指導主事研修	新任統括指導主事及び新任統括学校経営支援主事	1	1	43	
	教育管理職候補者研修		8	41	1,426	
	指導主任用時研修	新たに指導主任等となった者	1	4	100	
	教育管理職候補者A研修		4	15	386	
	教育管理職候補者B研修	教育管理職選考合格者等	2	12	870	
	教育管理職候補者C研修		1	10	70	
	都立学校主任幹教諭等任用時研修	都立学校 新任主任幹教諭等	1	1	316	
	公立学校主任幹教諭スキルアップ研修	小・中・都立学校 任用2年目の主任幹教諭等	1	1	664	
	公立学校指導教諭任用時研修	小・中・都立学校 新任指導教諭等	1	1	130	
	都立学校主任教諭任用時研修	都立学校 新任主任教諭・新任主任養護教諭	1	1	412	
	公立学校主任教諭任用前研修	小・中・都立学校 主任教諭選考合格者	1	1	1,910	
	都立学校主任研修（教務・生活指導・進路指導）	都立学校主任	6	12	939	
	教育行政研修	教育管理職A選考を推薦区分で出願する者	1	3	120	
	教育管理職候補者B養成講座	教育管理職B選考を推薦区分で出願する者	1	2	435	
	人事考課評価者訓練		2	2	788	
	人事考課評価者訓練講師養成研修	講師となる指導室課長、統括指導主事、校長等	1	1	130	
	人事考課評価者訓練	都立学校長・副校長等	1	1	658	
	職 層 研 修 計		27	85	8,065	
(2) 年次研修	東京都若手教員育成研修		10	53	2,792	授業力向上課
	1年次(初任者)研修・期限付任用教員任用時研修	新任教諭・新任期限付任用教員	4	31	1,123	
	1年次(初任者)研修 宿泊研修	都立学校新任教諭	2	12	598	
	2年次研修	1年次(初任者)研修を修了した都立学校教諭	2	6	557	
	3年次研修	2年次研修を修了した都立学校教諭	2	4	514	
	新規採用者研修		7	69	162	
	新規採用養護教諭研修	新任教諭等	3	37	86	
	新規採用栄養教諭研修	新任教諭等	1	10	8	
	新規採用幼稚園教諭研修	新任教諭等	1	10	58	
	新規採用実習助手研修	都立学校 新任実習助手	2	12	10	
	中堅教諭等資質向上研修		13	35	1,521	
	公立学校中堅教諭等資質向上研修I	教職11年目の幼・小・中・都立学校教諭等	12	33	680	
	公立学校中堅教諭等資質向上研修II	教職21~23年目の幼・小・中・都立学校教諭等	1	2	841	
必 備 研 修 計			30	157	4,475	
種 別		対象・派遣期間等	講座数	計画コマ数	募集定員	担当課
(3) リーダー養成研修	特別支援教育コーディネータースキルアップ研修A・B・C	幼・小・中・都立学校教諭等	3	12	150	専門教育向上課
	派遣研修（研究所等）		40	—	—	企画課
	独立行政法人教職員支援機構 教職員等中央研修	校長5日、副校長・教諭等10日、中型教員10日、次世代リーダー5日	14	—	—	
	独立行政法人教職員支援機構 指導者養成研修等	小・中・都立学校教諭等、2日間～6日間	19	—	—	
	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 特別支援教育専門研修	小・中・都立学校教諭等、約2カ月間	3	—	—	
	都立学校教員養成講師養成研修	小・中・都立学校教諭等、2日間	4	—	—	
	大学院派遣研修		9	—	35	教育開発課
	新教育大学大学院派遣研修（30・31年度派遣）	小・中・都立学校主任教諭等、2年間	3	—	1	
	新教育大学大学院派遣研修（31・32年度派遣）	小・中・都立学校主任教諭等、2年間	3	—	1	
	大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修	小・中・都立学校主任教諭等、1年間	1	—	3	
	教職大学院派遣研修	小・中・都立学校教諭等、1年間	5	—	30	
	東京都教員研究生	幼・小・中・都立学校教諭等、1年間	1	—	15	
	東京教師道場	小・中・都立学校教諭等、2年間	2	20	1,000	授業力向上課
リーダー養成研修 計			55	32	1,200	
(4) 課題研究等修・教育	専門性向上研修（教科等）【次項に内訳掲載】		104	183	5,455	専門教育向上課
	理数系教員指導力向上研修	小・中・都立学校教諭等	40	42	775	
	情報・ICT研修	小・中・都立学校教諭等	3	4	390	
	その他の教科等に関する研修	小・中・都立学校教諭等	61	137	4,290	
	専門性向上研修（教育課題）【次項に内訳掲載】		33	48	5,220	
	特別支援教育に関する研修	幼・小・中・都立学校教諭等	10	14	2,520	
	その他の教育課題に関する研修	幼・小・中・都立学校教諭等	23	34	2,700	
教 科 等 ・ 教 育 課 題 研 修 計			137	231	10,675	
種 別		対 像	講座数	計画コマ数	予定対象者数	担当課
(5) その他	指導力不足教員指導改善研修	指導が不適切である教員	1	306	10	教育経営課
	指導力不足教員指導向上研修	指導に課題がある教員	1	70	5	
	服務事故再発防止研修	懲戒処を受けた教職員等	1	—	—	
	その他の研修 計		3	376	15	
合 计 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)			252	881	24,430	

※1 「講座数」は、内容及び受講者が異なる研修を1講座としてカウントしたものである。

※2 「計画コマ数」は、半日の研修を1コマとし、計画している研修の延べコマ数を積み上げたものである。

※3 公立学校中堅教諭等資質向上研修については、このほかに専門性向上研修のうち62講座の中から選択して受講することとしている。

※4 講師説明会、産休・育休代替教員研修を計画している。

2 専門教育向上課が実施する研修の分掌事務(P34参照)別内訳

専門教育向上課の分掌事務	研修対象教員の校種別講座数															計
	幼・小・特教員、保育教諭、保育士	幼・小・特園長、保育所長・認定こども園長	小	小・特	小・中	中	中・特	小・中・特	小・中・高	小・中・高・特	中・高	中・高・特	高	高・特	特	
1 教科等の研修に関すること					15			8	6	13		12	4	3		61
2 教育課題の研修に関すること					1					16			1			18
3 学校教育相談の研修に関すること					1					1		1				3
4 特別支援教育に関すること									2	9						13
5 派遣研修に関すること																
6 産業教育、情報教育及び進学対策の研修に関すること									1				1	1		3
7 その他教育職員の専門分野の研修に関すること	1	1														2

(1) 教科等の研修に関すること(内訳)

ア 教科等の研修に関すること	研修対象教員の校種別講座数															計
	幼・小・特教員、保育教諭、保育士	幼・小・特園長、保育所長・認定こども園長	小	小・特	小・中	中	中・特	小・中・特	小・中・高	小・中・高・特	中・高	中・高・特	高	高・特	特	
理数系教員指導力向上研修	物理分野			4						2						
	化学分野			3	1							3				
	生物分野			1	3	1			1	1	4					40
	地学分野			1					6							
	その他			4					1	1	3					
情報・ICT活用	国語				3							3				6
	社会			2												
	社会・地歴											1				
	社会・公民											1				5
	社会・地歴・公民									1						
	算数			2												8
	数学					2						3	1			
	理科			3						1						9
	物理・物理分野							1				1				
	生物・化学分野							1				1				
	地学・地学分野							1								
	総合的な学習の時間									1						1
	音楽			1						2						3
	図工										1					
	美術						1					1				3
	図工・美術										1					
	体育			1												4
	体育・保健体育										3					
	家庭										1					2
	技術						1									2
	外国語活動			1				1								11
	英語				1			4	1			1		2		
	道徳							2		1						3
	特別活動									1						1
	農業												1			1
	工業												2			2
	商業											1				1
	プログラミング					1										1

(2) 教育課題の研修に関すること(内訳)

イ 教育課題の研修に関すること	研修対象教員の校種別講座数															計
	幼・小・特教員、保育教諭、保育士	幼・小・特園長、保育所長・認定こども園長	小	小・特	小・中	中	中・特	小・中・特	小・中・高	小・中・高・特	中・高	中・高・特	高	高・特	特	
特別支援教育に関する研修										9				1		10
国際理解											1					1
日本の伝統文化理解											1					1
オリ・パラ											1					1
キャリア											1					1
人権											1					1
防災									2							2
生活指導										1						1
生き物飼育					1											1
健康・保健室経営											1					1
健康											1					1
国際バカロレア													1			1
読書活動											1					1
島しょべき地											1					1
日本語指導											4					4
学校教育相談						1					1	1				3
幼稚園教育	1	1														2

3 教員系研修実施状況(平成30年度)

平成30年3月31日現在										
種 別	対 象	講 席 数	延べ実施 コマ数	受講者数	対象者数	小 受 講 者 数	中 高注2)	別 内 訳	特 別 支 援	
									幼	高注2)
教育管理職研修	都立学校長研修	5	30	1,274	1,274	0	348	138	540	205
都立学校長職候補者研修	都立学校長職候補者選考合격者	1	4	251	251	0	0	0	192	59
公立学校校長職候補者研修	都立学校副校長	1	11	227	227	0	132	61	23	11
都立学校副校長研修	都立学校副校長	1	4	380	380	0	0	0	280	100
統括指導主事研修	新任統括指導主事及び新任統括学校経営支援主事	1	1	43	43	0	0	0	0	0
副校長ベーシックプログラム	小・中・都立学校副校長	1	10	373	373	0	216	77	45	35
(1) 教育管理職候補者研修	新たに指導主事、学校経営支援主事等となった者	8	41	1,139	1,139	0	468	154	72	50
指導主事任用時研修	教育管理職選考合격者	1	3	98	98	0	0	0	0	98
教育管理職候補者A研修	都立学校新任主任教諭	4	16	354	354	0	35	6	14	10
教育管理職候補者B研修	小・中・都立学校の任用2年目の主幹教諭等	2	12	644	644	0	413	127	57	39
教育管理職候補者C研修	都立学校新任主任教諭	1	10	43	43	0	20	21	1	1
都立学校主幹教諭スキルアップ研修	小・中・都立学校の任用2年目の主幹教諭等	1	1	172	172	0	0	0	106	66
公立学校主幹教諭スキルアップ研修	都立学校新任指導教諭	1	1	629	629	0	365	153	94	17
公立学校指導教諭任用時研修	小・中・都立学校の新任指導教諭	1	1	53	53	0	26	9	15	3
都立学校主任教諭任用時研修	都立学校新任主任教諭・新任主任養成教諭等	1	3	430	430	0	0	0	280	127
公立学校主任教諭任用前研修	小・中・都立学校の主任教諭選考合格者	1	11	1,571	1,571	0	676	523	202	148
都立中学・高等学校主任教諭(教務・生活指導・進路指導)	都立中・高の主任(教務・生活指導・進路指導)	6	12	936	936	0	0	0	753	183
教育行政研修	教育行政職A選考の推薦区分申込者	1	3	102	102	0	59	28	4	11
教育管理職B選考の推薦区分申込者	教育管理職B選考の推薦区分申込者	1	2	292	292	0	186	68	23	15
人事考課評価者研修	人事考課評価者副課題	2	2	748	748	0	4	5	459	162
人事考課評価者副課題	講師などによる指導室(課長・統括指導主事・校長等)	1	1	124	124	0	4	2	0	0
人事考課評価者副課題	都立学校長・副校长	1	1	624	624	0	0	3	459	162
職 履 研 修 合		28	107	7,346	7,346	0	2,132	1,078	2,548	987
東京都若手教員育成研修	1年次(初任者)研修	10	53	2,000	2,006	0	334	122	961	589
2年次研修	都立学校新任教諭、都立・区立特別支援学校新任教諭等	6	43	1,030	1,043	0	334	122	356	231
3年次研修	[1]次(別任者)研修を終了した2年めの都立学校教諭	2	6	484	482	0	298	184
新規採用者研修	[2]年次研修を終了した3年めの都立学校教諭	2	4	486	481	0	307	174
新規採用実習助手研修	平成31年度採用の都立高校実習助手	1	6	10	10	0	20	14
新規採用養成教諭研修	平成31年度採用の小・中・都立学校養成教諭	3	37	97	109	0	68	17	10	14
新規採用栄養教諭研修	平成31年度採用の栄養教諭	1	10	4	4	0	4	4
新規採用幼稚園教諭研修	平成31年度採用の幼稚園教諭及び保育教諭	1	10	69	63	63
期限付任用教員任用時研修	期限付任用の都立幼稚園教諭等	9	80	—	98	—	4	5	38	51
期限付任用教員任用時研修(教諭)	期限付任用の都立小学校教諭等	6	43	—	86	—	—	—	36	50
期限付任用教員任用時研修(養成教諭)	期限付任用の小・中・都立学校養成教諭	3	37	—	12	—	4	5	2	1
中堅教諭等資質向上研修	中堅教諭等資質向上研修	21	41	—	739	30	89	86	271	254
東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	都職11年目の幼・小・中・都立学校教諭等	20	39	448	30	5	0	211	194	8
東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	都職21～23年目の小・中・都立学校教諭等	1	2	291	—	84	86	60	60	1
年 次 研 修 合	年 次 研 修 合	46	237	2,180	3,029	93	499	230	1,290	908

種 別		対象・派遣期間等		講座数	延べ実施コマ数	申込者数	受講者数	小 中	受講者数	校種 别	内 駅	特別支援 指導主事等
		幼・小・中・都立学校教諭等	小・中・高校教諭等	3	12	—	118	2	40	18	35	23 0
特別支援教育コーディネーター研修 英語教育推進リーダー中央研修		1	1	—	63	0	19	33	11	0	0	0
英語教育推進リーダー中央研修 英語教育推進リーダー中央研修(研究所等)		10	12	—	49	0	21	10	4	10	4	4
(3) 独立行政法人教員支援機構(中央研修等) 国立特別支援教育総合研究所派遣研修		3	12	—	15	0	4	7	1	1	2	2
その他(文部科学省主催研修等)		6	—	—	27	0	11	3	2	9	2	2
(4) 派遣研修(大学院) 新教育大学大学院派遣研修(29・30年度派遣)		1	—	—	7	0	6	0	1	0	0	0
新教育大学大学院派遣研修(30・31年度派遣) 大学院院長基連第14条適用大学院派遣研修		3	—	—	29	—	23	2	3	1	—	—
教職大学院派遣研修 東京都教員研究生 東京教師道場		—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
リーダー養成研修 計		1	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
専門性向上研修(教科等)【次項に内訳掲載】		1	—	—	15	—	10	2	—	3	—	—
(4) 理数系教員指導力向上研修 英語力向上研修		2	20	—	937	1	501	244	107	84	—	—
情報・ICT活用研修 その他の教科等に関する研修		20	45	—	1,211	3	614	309	160	121	4	4
専門性向上研修(教科等)【次項に内訳掲載】		125	279	8,289	6,487	12	3,514	1,235	1,181	466	79	79
教科等 ・ 教育課程研究 ・ 教育課程研究		43	47	857	499	0	180	156	131	32	0	0
小・中・都立学校教諭等 小・中・都立学校教諭等 小・中・都立学校教諭等 小・中・都立学校教諭等 幼・小・中・都立学校教諭等		15	80	1,760	1,034	0	695	118	150	67	4	4
専門性向上研修(教育課題)【次項に内訳掲載】		31	47	5,250	4,478	75	1,848	1,131	672	577	175	175
専門性向上研修(教育課題)【次項に内訳掲載】		9	15	2,620	2,006	22	1,016	493	140	316	19	19
特別支援教育に関する研修 その他の教育課題に関する研修		22	32	2,630	2,472	53	832	638	532	261	156	156
教科等・教育課題研修 計		156	326	13,539	10,965	87	5,362	2,366	1,853	1,043	254	254
(5) 指導力不足教員指導改善研修 指導力不足教員指導向上研修 その他の研修		1	304	—	3	—	3	—	—	—	—	—
指導力不足教員指導改善研修 指導力不足教員指導向上研修 その他の研修		1	70	—	2	—	2	—	—	—	—	—
その他の研修 計		1	—	—	110	—	37	33	30	10	0	0
合計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)		253	1,089	—	22,666	183	8,649	4,016	5,881	3,069	868	868

※1 「講座数」は、内容及び受講者が異なる研修を1講座としてカウントしたものである。「延べ実施コマ数」は、半日の研修を1コマとし、実施した研修の延べコマ数を足し上げたものである。

※2 特別支援教育の「専門」には、高等學校の教員のほか、附属中學校の教員を含む。職務研修については、都立附属中學校を本務とする教員も含んでいます。

※3 産休・育休代替教員研修を、2講座、6コマで927名を対象に実施した。

4 行政職員研修 平成31年度実施計画及び平成30年度実施状況

	研修名	対象			31年度実施計画		30年度実施状況	
		小中	都立	事務局	対象者数	日数	対象者数	受講者数
職層研修	新任研修 新任職員研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	○	○	○	200	1.5	431	410
	転入職員研修	○	○	○	100	0.5	95	86
	小中学校事務職員研修Ⅰ	○			100	0.5	92	87
	小中学校事務職員研修Ⅱ	○			100	0.5	91	87
	採用2年目研修(説明の仕方) (全6回)	○	○	○	各30	1.0	147	138
	採用2年目研修(資料の作成) (全6回)	○	○	○	各30	1.0	48	46
	採用2年目研修(文書の作成) (全2回)	○	○	○	各30	1.0	46	45
	採用3年目研修(教育行政課題研修)	○	○	○	150	3.5		
	教育行政研修【採用3年目】	○	○	○			152	133
	採用3年目研修(教育課題研修)	○	○	○			63	63
	採用4年目研修	○	○	○	100	0.5	70	69
	文章作成技法A	○	○	○	160	0.5	157	152
	主任研修(新任)	○	○	○	150	0.5	131	118
管理者研修	監督者研修 課長代理・経営企画室長研修(新任)	○	○	○	100	0.5	44	36
	コンプライアンス・人権問題 (全2回)		○	○	各60	0.5	85	71
	業績評価等 (全2回)			○	各60	0.5	97	78
職能研修	人事考課基礎研修			○		eラーニング*		
	専門実務研修 学校司書研修		○		50	0.5	29	29
	看護職員研修		○		50	2.0	36	36
	社会教育主事等研修 ※生涯学習課主催	○	○	○	—	—	—	—
	図書館司書等研修 ※中央図書館が直接実施			○	—	—	—	—
一般実務研修	栄養士等研修 ※義務教育課等が直接実施	○	○		—	—	—	—
	学事事務(高校)		○		80	0.5	74	70
	施設管理事務		○		80	0.5	76	66
	財産管理事務		○		80	0.5	50	49
	予算事務		○		80	0.5	79	78
	契約事務		○		100	0.5	111	97
	文書事務・情報公開・個人情報保護	○	○	○	100	0.5	51	47
	給与・旅費事務	○	○	○	200	0.5	209	187
	物品管理事務		○				56	48
	服務・任用事務	○	○				107	88
課題研修	コンプライアンス・人権問題(同和問題) (全6回)	○	○	○	各350	各0.5	1,619	1,424
	東京都の情報セキュリティ・個人情報保護		○	○				
	東京都環境マネジメントシステム			○				
	東京の様々な人権課題		○	○				
	コンプライアンス推進		○	○				
	東京の防災対策		○	○				
	障害者差別解消法等		○	○				
	人権問題研修	○	○	○	50	0.5	71	67
	スキルアップ研修	○	○	○	別途	別途		
パソコン研修	パソコン研修-W o r d 活用- (全3回)	○	○	○	各20	各1.0	58	57
	パソコン研修-E x c e l 活用- (全6回)	○	○	○	各20	各1.0	95	93
	パソコン研修-E x c e l 開数- (全4回)	○	○	○	各20	各1.0	79	75
	パソコン研修-E x c e l VBA- (全2回)	○	○	○	各20	各1.0	40	40
	パソコン研修-A c c e s s - (全2回)	○	○	○	各20	各1.0	40	40
合 計					5,130		4,629	4,210

第4 教員研修事業（研修案内に詳細のないもの）

1 OJTや自己啓発及び研究への支援の充実

1 研修訪問（島しょ教育特別支援教育ブロック研修を含む）（企画課）～平成31年度事業実施計画～

（目的） 都内公立学校等へ指導主事を派遣し、学校教育の今日的課題についての研究・研修に対して、学習指導要領等の教育法規、国や都の方針等に基づき指導・助言することにより、学校等が抱えている諸課題の解決を支援する。

（対象） 都内公立学校の全教職員

（内容） ・研究・研修支援等の訪問（定期受付I、定期受付II（年間受付）、随時受付、都教委訪問モデルプラン）

　指導主事等が学校等を訪問し、学校経営上の諸課題の解決につながる以下の目的のための研究・研修等に関する指導・助言を行う。

　目的1 各教科等に関する授業改善及び授業力向上

　目的2 幼児・児童・生徒理解に焦点を当てた指導

　目的3 学校等の研修・研究への支援

　目的4 東京都教育委員会の教育施策等の普及・推進等

・都立高等学校（都立中等教育学校及び中学校を含む。）の授業力向上のための研修支援
・特別指導訪問

　小学校及び中学校等に教育庁指導部の指導主事等を同一日に複数派遣する。

・島しょ教育研修

　島しょ地域の全小・中学校及び高等学校を対象とし、教職員研修センターの指導主事等を派遣し、教科教育研修及び特別支援教育研修を実施する。島しょ教育研修は、特別支援教育に関する研修をブロックで実施することにより、特別支援教育を専門とする指導主事等の派遣が可能である。

2 講師認定事業（企画課）～平成31年度事業実施計画～

（目的） 教育課題及び教科等の指導に高い専門的知識・技能を有する教職員を教員研修のための講師として認定し、校内研修等を支援・活性化するとともに、教員のモラル及び資質・能力の向上を図る。

（対象） 都内公立学校の全教職員

（内容） ・認定

　派遣研修等の修了者のうち、教科及び教育課題等の指導に高い専門的知識・技を有する者など、研修及び研究の分野で顕著な実績を有し、教員研修のための講師能としての適格性を持つ者を都立学校長及び区市町村教育委員会から推薦を受け、教職員研修センターが適格性を判断し、認定講師として認定する。（H30認定講師：247名）

・派遣

　校内研修や区市町村教育委員会等が主催する研修では、認定講師の派遣を、認定講師の所属長宛てに依頼することができる。（H30年度派遣回数：160回）

・報告

　認定講師は、研修終了後、所属長へ訪問報告書を提出し、所属長は、教職員研修センターへ提出する。また、年2回、同様に活動報告書を提出する。

3 教育課題研究（教育開発課）～平成31年度事業実施計画～

(目的) 「東京都教育施策大綱」や「東京都教育ビジョン（第4次）」「学習指導要領」等研究を踏まえ、東京都教育委員会の教育目標や基本方針に示された教育課題の解決に資する行い、教員の指導力の向上を図る。また、研究紀要や指導資料等を作成し、学校等へ配布するとともに、研究発表会の開催やホームページを活用して研究成果の普及・啓発を図る。

(対象) 東京都公立学校教職員

(内容)

- ・児童の情報活用能力の育成
 - －小学校段階におけるプログラミング教育の推進を通して－（2年次）
児童の学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力について、小学校段階におけるプログラミング教育の推進を通して育成することを目的とする。
主な内容として、1年次の研究内容を踏まえ、教員の指導実態及び意識に関する調査を実施することにより、小学校各教科等、中学校技術・家庭科及び高等学校・情報科とのつながりを考えた、小学校におけるプログラミング的思考等の資質・能力を育成するカリキュラム及び指導法について開発する。
 - ・学びの基盤（仮）
 - ・東京都公立幼稚園5歳児の運動能力に関する調査
5歳児の運動能力調査と園の運動能力向上の取組に対する補助調査を行う。その後、結果の分析と効果的な取組事例の提示、指導方法の工夫及び改善に寄与する。※本調査研究は、昭和55年度より継続して、3年ごとに実施している。平成31年度は当概年度に当たる。

4 教員研究生（教育開発課）～平成31年度事業実施計画～

(目的) 教育課題の研究に熱意をもつ東京都公立学校の教員を東京都教職員研修センターに派遣し、学校経営力や学習指導力等についての高い専門性を備え、指導的役割を担う学校教育のリーダーの育成を図る。

(対象) 幼・小・中・都立学校教諭等

(内容)

- ・教育課題研究会の開催
- ・カリキュラム開発研究会の開催
- ・全体研修会の開催
- ・所属課における実務研修の開催

5 教育資料閲覧室・教科書センター（企画課）～平成31年度事業実施計画～

(目的) 研究報告書や教育用図書、教育関係の雑誌や映像などの教育情報を収集・整理し、研修・研究内容の改善及び充実に資する。

(対象) 東京都公立学校教職員
教育に関する研究を目的とする一般利用者
上記以外にセンター所長が利用を認めた者

(内容)

- ・開室日時及び窓口運営
 - 開室日時は平日の午前10時から午後5時30分までとする。
月曜日、水曜日及び金曜日については、窓口開室日として臨時職員が常時窓口業務を行う。火曜日及び木曜日については、利用希望者は所管課に申請して利用する。
なお、教科書展示期間については全日窓口開室をする。
 - ・閲覧できる資料（冊数は平成30年3月31日現在 データベース上の数）
研究紀要・報告書 54,368冊、教科用図書（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）7,920冊、人権教育関係資料 4,102冊、図書 58,759冊、雑誌 約129種類

6 人権教育資料センター（教育開発課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) 人権教育資料センターで収集・整備する資料を選定し、東京都における人権教育の振興と充実を図るとともに、都内教育関係者の調査・研究及び学校での授業等での活用に役立てる。
- (対象) 東京都公立学校教職員
- (内容)
- ・東京都における人権教育の振興と充実を図るため、人権課題（※1）に関する資料収集及び課題ごとの整理
 - （※1）東京都人権施策推進指針で新たに示されたもの
 - ・同和問題をはじめ東京都における人権課題に関するビデオ教材等及び図書の貸出
 - ・人権教育に関する研修における広報活動
 - ・人権教育に関わる教育庁各部署等との連携による広報活動
 - ・ビデオ教材等を活用した指導事例の作成・紹介

7 人権教育に関わる研修（教育開発課）～平成31年度事業実施全体計画～

- (目的) 人権教育のねらいや指導方法及び人権教育に関する東京都教育委員会の基本的な考え方について学び、人権教育の推進に必要な知識や専門性を高めていくよう、依頼内容や受講者のニーズに応えながら、「都教委訪問モデルプラン（以下、モデルプランという）」を活用した研修を実施する。
- (対象) 東京都公立学校教職員
- (内容)
- ・人権感覚を高め、授業や研修で活用できる研修（モデルプラン）の充実
 - ・同和問題をはじめ16の人権課題の理解と新たな人権課題の理解の促進
 - ・受講者のニーズ及び対象者の状況に即した研修プログラムの実施
 - ・参加体験型研修の実施
 - ・人権教育プログラム（学校教育編）の活用及び人権教育資料センターに所蔵するDVD等の視聴、資料紹介

8 東京都教育委員会研究推進団体支援事業（企画課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) 「東京都教育委員会研究推進団体」の認定を受けた研究団体に対して、研究活動の活性化と研究成果普及のための支援を行い、都の教員の指導力の向上に資する。
- (対象) 東京都教育委員会が認定した東京都教育委員会研究推進団体
平成31年度支援対象団体数 142団体
- (内容)
- ・研究推進団体支援事業
 - 担当指導主事の配置、教職員研修センター研修会でチラシを配布、教職員研修センターHPへのリンク、開催通知・案内等を掲載、平日夜間、土曜日に教職員研修センターの研修室を貸し出しなどの支援を行う。
 - ・研究奨励費授与事業各種研究団体の活動内容を評価し、賞金を授与する。

9 研修動画配信事業（企画課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) 教員の自己啓発支援、校内研修の充実によるOJTの推進及び通所研修の協議、演習型への質的転換を図る。また、産休・育休中の教員、休職中の教員及び島しょ地区の学校に勤務する教員の自己啓発支援を図る。
- (対象) 東京都公立学校教職員、特に、産休・育休中の教員、休職中の教員、臨時的任用教員、島しょ地区に勤務している教員
- (内容)
- ・学級経営、生活指導の基礎基本、学習指導の基礎基本、教科等に関する研修
 - ・喫緊の教育課題対応、健康教育、オリンピック・パラリンピック教育に関する研修
 - ・学校教育相談、授業研究、情報・ICTの活用に関する研修等
 - ・研究奨励費授与事業各種研究団体の活動内容を評価し、賞金を授与する。

10 サテライト研修（企画課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) サテライト研修を実施することで、教員の研修会場までの通所時間を短縮させ、働き方改革を推進するとともに効率的な研修を行う。
- (対象) 東京都公立学校教職員
- (内容) ・研修センターや他会場（メイン会場）で実施する研修を、都立多摩図書館等（サテライト会場）にライブ配信し、サテライト会場でも研修を受講可能とする、
・双方向のやり取りにより、サテライト会場からも質問が可能である。

11 産休・育休代替教員、時間講師を対象とした研修及び説明会（企画課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) 教職経験の少ない産休・育休代替教員等が、東京都公立学校教員としての使命感、幅広い知見、実践的指導力等を身に付け、東京都公立学校教員として求められる資質・能力の向上に資する。
東京都公立学校に勤務する時間講師が、教員としての基本的な心構えや学習指導力等の資質の向上を図る。
- (対象) 産休・育休代替教員、時間講師
- (内容) ・産休・育休代替教員
授業づくり演習、学級経営についての協議、児童・生徒の特別な支援の方法検討、
ストレスマネジメントの演習
・時間講師
教員としての心構え、人権感覚と児童・生徒理解、教材研究の基礎・適切な評価の実施、特別な支援が必要な児童・生徒への対応等

12 授業研究オンデマンド（企画課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) 授業力向上を目指す学校や教員及びその指導を行う各教育委員会等を対象に、校内研修の充実や授業改善、授業づくりの支援を目的として、教育情報の提供を行う。
- (対象) 東京都公立学校教職員
- (内容) ・東京都教職員研修センターのホームページから、資料閲覧室にある資料を検索、欲しい資料を請求し、資料閲覧室が該当資料を探して、コピー、請求者の所属校に資料を発送する

2 次代を担う人材育成のための多様な取組の推進

1 東京教師養成塾（教育開発課）～平成31年度事業実施計画～

- (目的) 教員を養成している大学、学校経営支援センター及び区市町村教育委員会と連携して、実践的な指導力や社会性を備え、次代の東京都の教育を担う高い志をもった人材を学生の段階から養成する。
- (対象) 教員を養成している連携大学の4年生及び大学院生（2年生）150名程度
- (内容) ・教師養成指定校における年間40日以上の特別教育実習、研修センター等における講座（15回）
・英会話及び外国語科等の指導力を高めるための英語に関する能力の向上を図る自宅でのオンライン英会話の実施
指定校、連携大学、関係区市教育委員会等との連携を強化し、塾生の状況を的確に把握し指導する。

2 採用前実践的指導力養成講座（人事部選考課、教育開発課、研修部各課）～平成31年度事業実施計画～

(目的) 東京都公立学校教員採用候補者が、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前に学習指導・学級経営等に必要な実践的指導力を身に付けさせる。

(対象) 教員採用候補者名簿登載者

(内容) 【学級経営等に関する講座】

- ・実践的に学ぶ学習指導・学級経営

採用後の学級経営が円滑にできるように、講義や学校体験を通して児童・生徒理解や学級集団への指導の仕方を学ぶ。

- ・実践的に学ぶ特別支援教育・外部折衝

特別支援教育の意義や発達障害等、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導及び保護者との信頼関係・協力体制を築くための方法等を学ぶ。

【教科等に関する講座】

- ・道徳の実践的指導力向上

「特別の教科 道徳」の意義や目標を理解するとともに、指導法の基礎を講義や演習等を通して学び、実践的指導力の向上に資する。

- ・外国語活動の実践的指導力向上

外国語活動の意義や目標を理解するとともに、具体的な指導法などを講義や演習を通して学び、実践的指導力の向上に資する。

- ・体育の実践的指導力向上（からだであそぼう ウィーク）

子供と共に体を動かす楽しみを実感することにより、指導意欲を高めるとともに、児童の体力向上を図ることのできる指導技術を身に付ける

- ・理科の実践的指導力向上（楽しく演出する理科実験講座）

理科の指導における「観察・実験に関する基礎的な知識・技能」を身に付ける。

- ・理科の実践的指導力向上（生き物ウォッチング）

実際に生物に触れたり、観察したりする活動を通して、児童に生物を愛護する態度を育て、生物の成長のきまりや体のつくりについての見方や考え方を養うことができるよう、「生命」についての基本的な指導力を身に付ける。

3 次世代リーダー育成道場（教育開発課）～平成31年度事業実施計画～

(目的) 世界や日本の将来を担い、様々な分野において活躍する高い志や意欲をもつ次世代の人材を育成する。

(対象) 都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校の生徒で、Aコース（冬季出発）100名とBコース（夏季出発）100名

(内容)

- ・事前研修

都立高校生等が次世代を担う人材に求められる広い視野や高い英語力、チャレンジ精神、使命感などの資質や能力を身に付けるために、海外留学前に、講義、英語学習、日本の伝統・文化、日本の歴史、先端技術施設見学、ゼミナール研究、国際交流サミット等を実施する。

- ・留学

都立高校生等がホームステイをしながら現地の高校に通学し、異なる文化や生活習慣の中で現地の生徒とともに学校生活を送ることで、国際社会で活躍できる人材に必要な国際感覚やコミュニケーション能力等を養う。

- ・事後研修

成果発表会、合同研修会等において、留学で学んだことやゼミナール研究を発表することにより、留学の成果を広く周知する。

- ・啓発・発信事業

高校生の留学の機運を高めるための取組として、留学フェアを開催するほか、特設ウェブページの充実により、本事業の成果報告や留学に関する情報を発信する。

- ・効果測定

留学前後にアンケート調査、英語能力試験、修了生対象アンケート調査を実施し、研修生の資質・能力の変容を把握する。

- ・危機管理

危機管理マニュアルを基に、管理体制を整える。また、毎月危機管理幹事会を実施し、留学状況報告書等を基に研修生の留学の状況を把握するとともに、必要な対応を検討する。

第5 行政職員研修事業

東京都教職員研修センターでは、教育庁や都立学校、小中学校に勤務する、新任から管理職までの行政職員の局研修を企画・実施している。

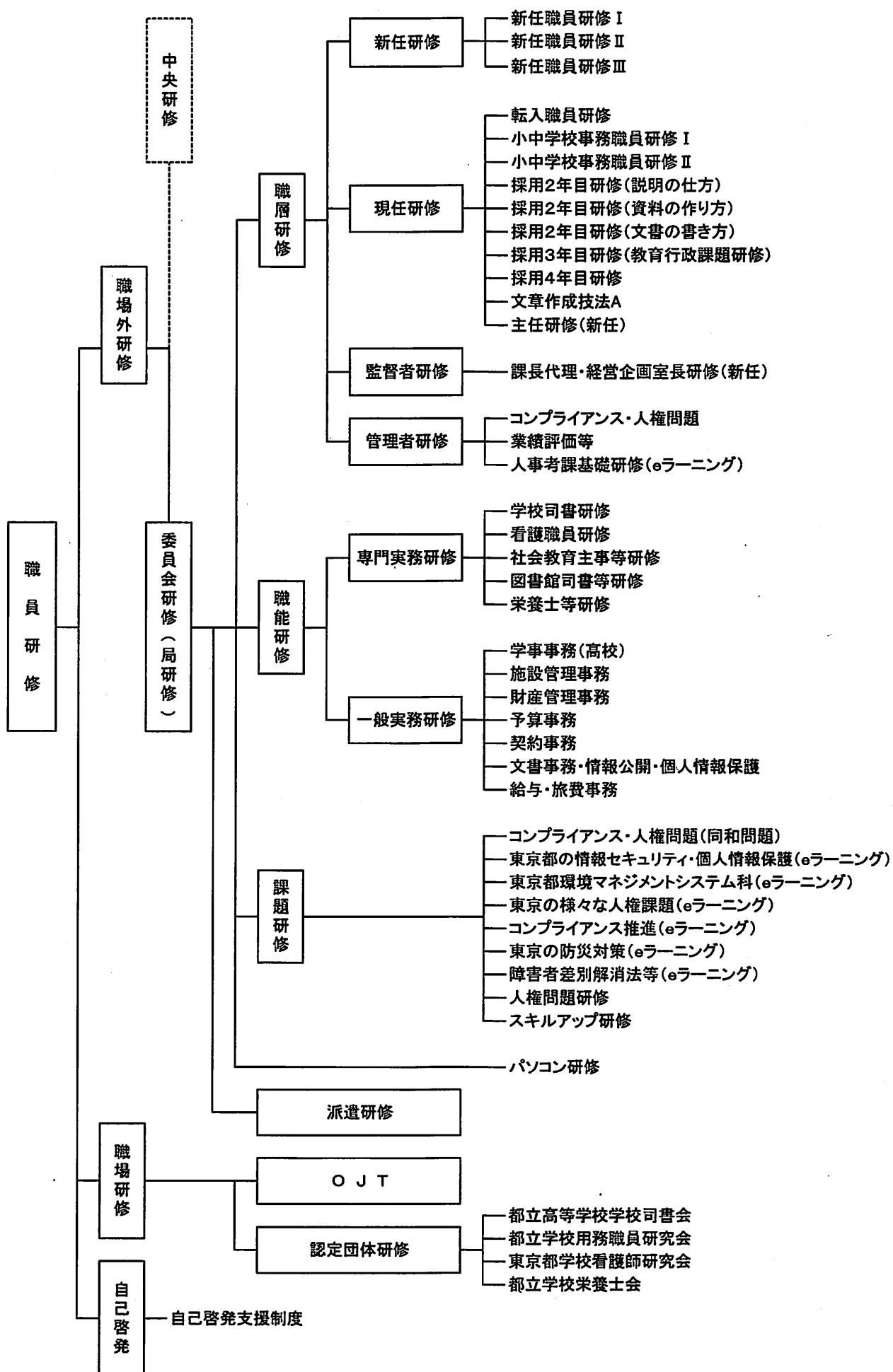
1 研修の目標

- 1 社会の変化に対応できる豊かな創造力、柔軟な問題解決能力及びそれを実現する積極的な行動力を養う。
- 2 職務遂行に必要な実務能力、公正で的確な判断力の向上を図る。
- 3 時代の状況や教育行政を取り巻く環境の変化を察知及び理解し、コスト意識や経営感覚を持って職務の遂行に当たる職員を養成する。
- 4 広い視野に立った知識と教養を身に付け、人権尊重の理念を持った職員を養成する。

2 研修の実施方針

- 1 研修の実施に当たっては、「東京都職員人材育成基本方針」（平成18年3月策定）、「教育厅人材育成基本方針」（平成19年7月策定）、「都府組織・人事改革ポリシー」（平成27年3月策定）、「東京都人事交流指針」（平成30年7月策定）及び「東京都職員研修基本計画」（平成31年2月策定）の趣旨を踏まえるとともに、局研修の役割と機能を十分に考慮し、職員の職務能力の向上に資するよう努める。
- 2 研修においては、職員が各職層において求められる知識及び能力を身に付けられるよう、多様な研修機会の提供に努める。また、教育庁の行政課題について理解を深められるよう効果的な研修機会の提供に努める。
- 3 ベテラン職員の大量退職に伴う新規採用職員や転入職員の増加に対応し、実務能力の強化を図るとともに、都立学校における経営企画機能の充実を図るために、実務研修を実施する。
- 4 若手職員の問題解決能力、政策立案能力及び職員としての意識の向上を図るため、新規採用から主任昇任時までの研修を重点化して実施する。
- 5 都として重点的に対応すべき課題及び教育行政上の重要課題については、課題研修や職層研修において対応する。特に、都職員として求められる高い使命感・倫理観・仕事に向き合う姿勢といった公務員の原点についての意識を高める必要がある。このため、汚職等非行防止の観点のみならず、法令等の遵守及び業務改善に向けた取組の実施といった観点に関しても職員の意識啓発を行うために、コンプライアンス・人権問題（同和問題）等を悉皆（しつかい）研修として実施する。
- 6 人材育成の基本はOJTであることから、各職場のOJT推進を図っていく。研修を通じて、働き方改革や仕事を進める上で遵守すべき規範、自発的な業務改善への取組等、必要な視点について、職員へ啓発を行う。
- 7 事務処理の効率化・適正化を推進するため、実務に即した内容の多様なパソコン研修を実施する。
- 8 研修にeラーニングを取り入れ、職務の実情に合わせた研修受講による職員の負担軽減を図る。
- 9 職務の能率及び質の向上に資する知識及び能力の習得を促進するとともに、主体的な能力開発に対する意欲の向上を図るため、自己啓発の支援を行う。
- 10 職場外の研修機関で集合的に学ぶOJF-JTと、職場での日常の職務遂行を通じて学ぶOJT、自ら学ぶ自己啓発を相互に連携させて、総合的な能力開発が行われるよう研修を実施する。
- 11 職員が業務に負担なく研修に参画できるように、OJTとOJF-JTで実施するべき内容を区別するなど、現状の課題に対応した研修内容に精査するとともに職員が業務に専念できる環境整備を推進する。

3 行政職員研修体系



4 行政職員研修の概要

1 新任研修

教育行政や学校に関する諸制度の概要及び職務遂行上必要な基本的知識を付与し、職場への早期適応を図る。また、新規採用職員としてOJTを受ける側の心構えを学ぶとともに、自己啓発活動への意識向上を図る。

2 現任研修

- (1) 職員の視野の拡大、職務遂行能力及び資質の向上を図るとともに、都政や教育行政の課題等について最新の情報を提供し、政策への理解や自己啓発の促進を図る。
- (2) 職層に応じた人材育成の観点から、昇任時等の研修のほか、教育行政に関する知識を付与するとともに、局事業における課題解決に取り組むことで自らの職務の意義と都政への理解を深めさせる「教育行政課題研修」を実施する。また、習得すべきスキルに係る研修を充実させ、若手職員を中心とした人材育成を強化する。

3 管理者研修・監督者研修

- (1) 管理・監督者の行政課題への認識を深めるとともに、部下職員の育成及びOJTの推進・定着に資する研修を実施する。
- (2) 各職場のOJTの定着化・活性化に資するよう、特に新任課長代理を対象に部下職員の指導・育成に関するスキルの習得や課長級職の補佐役として、職場のマネジメント能力の向上を図る悉皆(しっかり)研修を実施する。

4 実務研修

- (1) 教育庁及び都立学校の事務事業遂行に必要な実務知識を習得する研修を、実務研修として実施する。小中学校に共通する事務については、小中学校に勤務する都費負担事務職員が受講できる講座を設ける。
- (2) 都立学校の経営企画機能の強化及び能力の向上に必要な研修を実施する。
- (3) 学校司書、看護職員等について、専門職としての職務遂行に必要な知識を習得する研修を実施し、資質の向上を図る。栄養士、図書館司書、社会教育主事等については、所管部署において、実務に即した専門研修を実施する。

5 課題研修

- (1) 人権問題への理解を深めるために、「東京都人権施策推進指針」（平成27年8月策定）や人権を取り巻く環境を踏まえ、同和問題や男女平等推進、障害を理由とする差別の解消、ハラスメント防止、性自認や性的指向に対する理解促進等の課題に対応する研修を適切に実施する。特に、課題研修「コンプライアンス・人権問題（同和問題）」を悉皆(しっかり)研修として計画的に実施し、職員のモラル向上と人権意識の高揚を図る。
- (2) 汚職等非行防止を徹底し、さらにコンプライアンス意識をより一層強化するため、課題研修「コンプライアンス・人権問題（同和問題）」を全職員を対象として実施する。
- (3) 個人情報保護の遵守を徹底するために、個人情報保護の重要性及び保有個人情報の適正管理に関する理解を図る「個人情報保護」及び、情報セキュリティの重要性について認識する「情報セキュリティ」を実施する。
- (4) 職員に環境マネジメントシステムの理解と役割・責任を自覚させ、システムの円滑な維持を図るために、課題研修「環境マネジメントシステム」を実施する。
- (5) 公務員としての使命や倫理観を再確認させ、職員の意識改革を促進するための研修や都政への対応力向上を図る研修を実施する。

6 パソコン研修

パソコンの基本操作から表計算やデータベースを用いた応用操作まで、円滑な事務処理を進めるための多様な講座を設ける。

7 派遣研修

- (1) 高度又は広範な専門知識を習得できるよう、国や民間専門機関の研修会、講習会に職員を派遣する。
- (2) 学校の管理運営、教育課題等に関する高度・専門的な知識を習得し、各地域の中核となる職員を育成するため、国等の研修会に職員を派遣する。

8 自己啓発支援制度

職員が勤務時間外に行う資格取得及び講座受講にかかる経費を支援する。

第6 施設等

1 定数及び現員

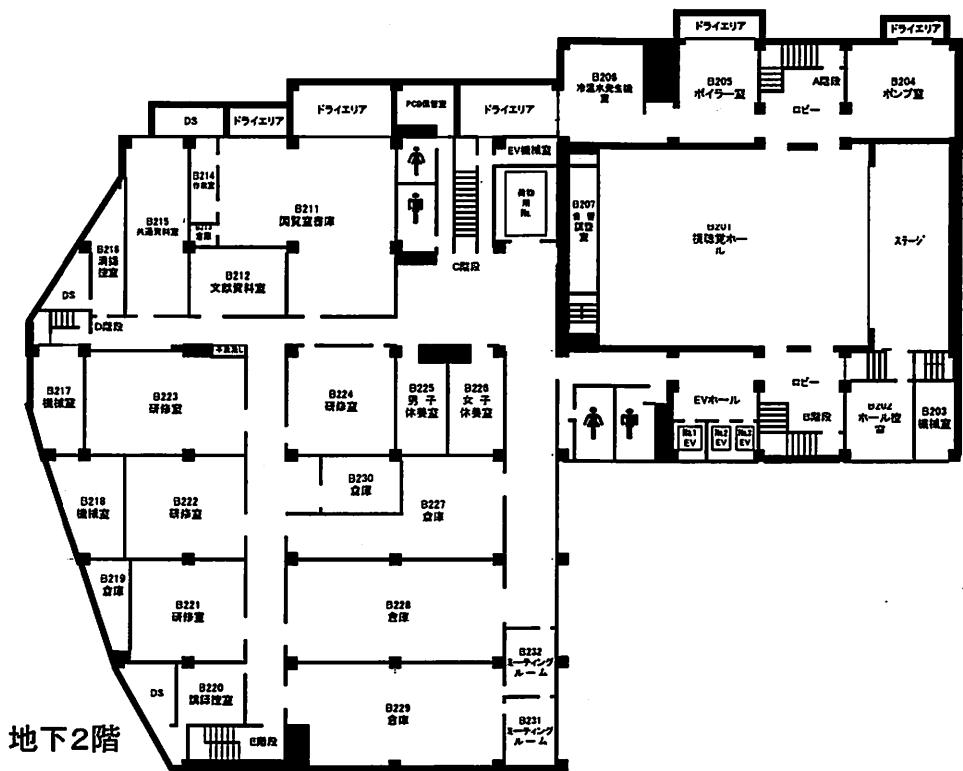
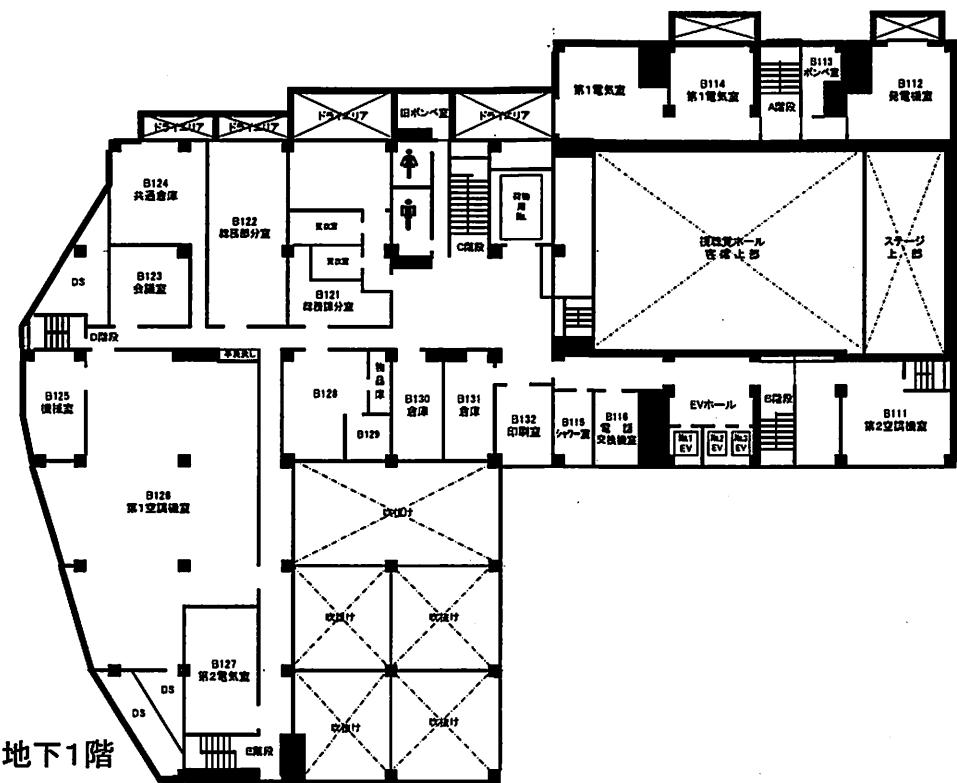
平成31年4月1日現在

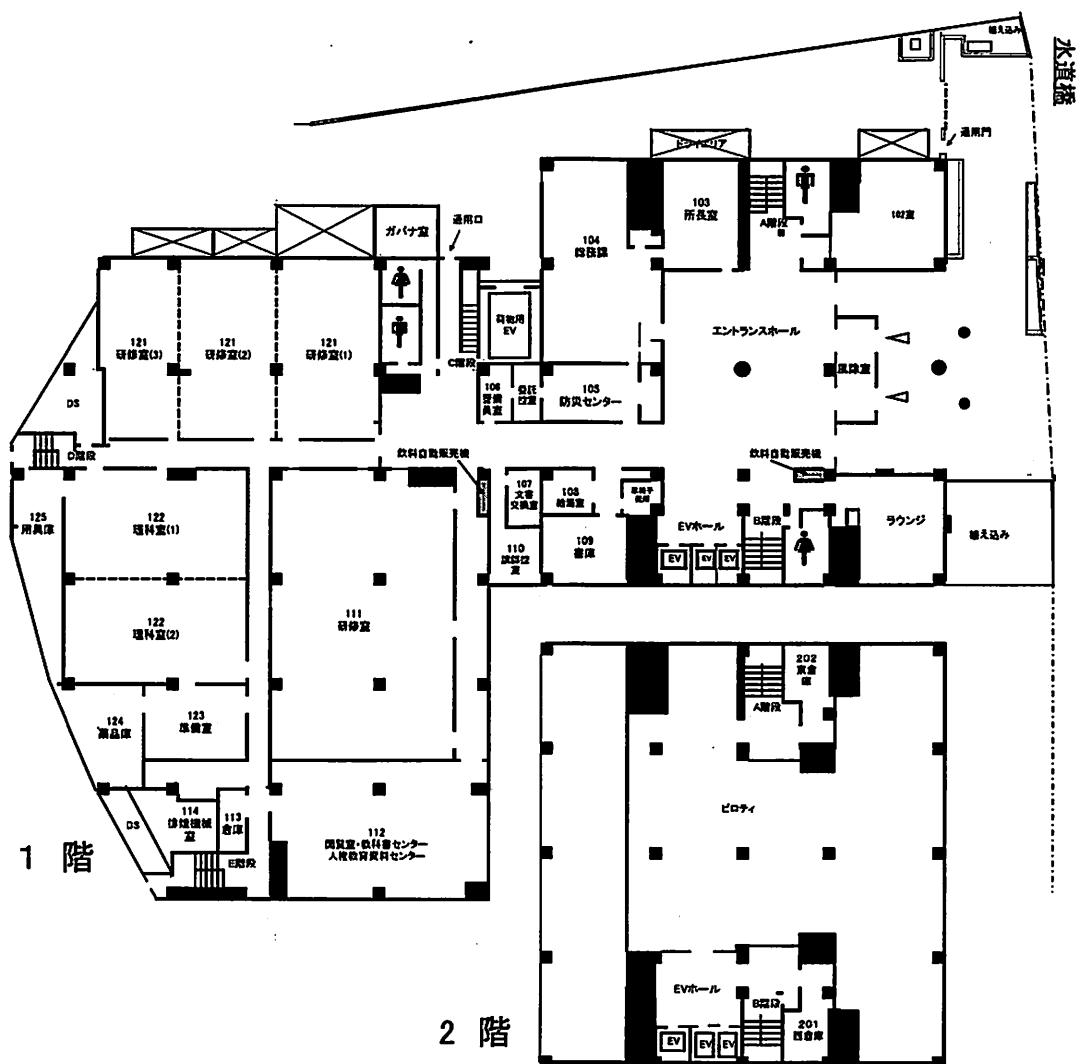
		部長		課長		教員系	行政系	期限付 非常勤											
						主任 指導 主事	統括 指導 主事	指導 主事	課長 代理	研究 生	非常 勤	職員	再任用	課長代理	主任	主事			
		教	行	教	行	課長代理	主任	主事	課長代理	主任	主事	課長代理	主任	主事	課長代理	主任	主事		
総務課	定数		1		1							3	6					11	
	現員		1		1							3	3	3			2	9	22
企画課	定数			1								1	1					3	17
	現員			1			2	4		2	3				1	1		3	17
教育 経営課	定数	1			1							1	1					4	31
	現員	1			1		3	7	1	1	14				1		1	1	1
授業力 向上課	定数			1														1	49
	現員			1			3	9	1	3	30							2	1
専門教育 向上課	定数			1														1	24
	現員			1			3	10		5	4							1	3
教育 開発課	定数			1		1						1							47
	現員			1		1	5	12		4	22				1			1	23
定数		1	1	4	2	1	0	0	0	0	0	6	8	0	0	0	0	0	190
現員		1	1	4	2	1	16	42	2	15	73	3	3	3	3	1	0	3	17

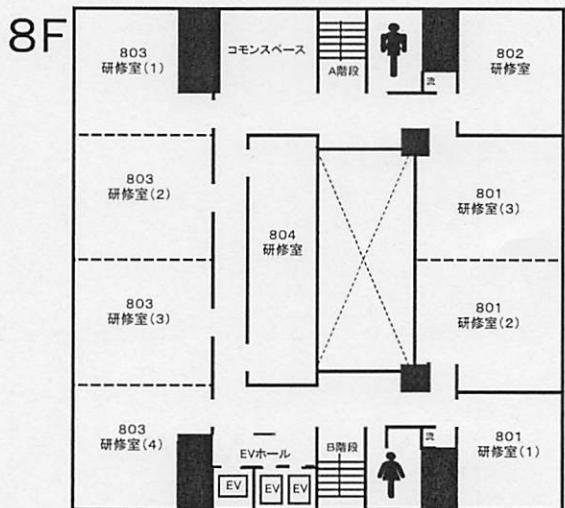
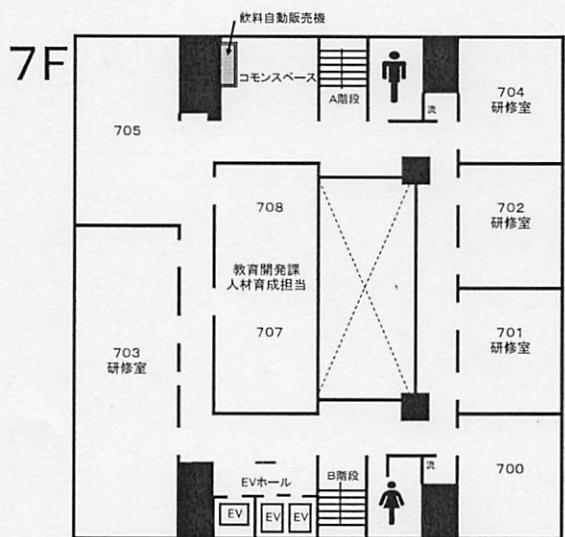
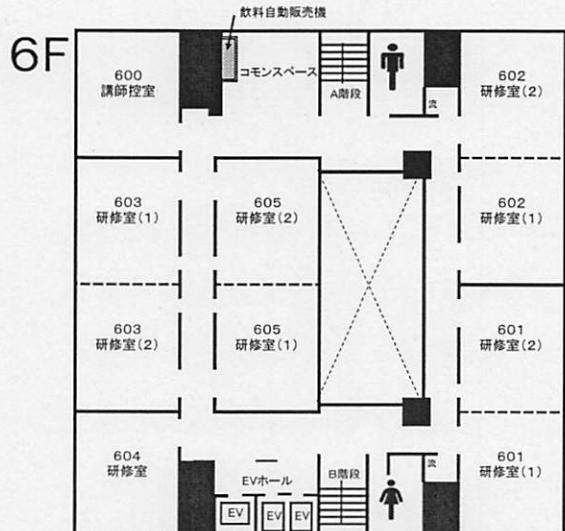
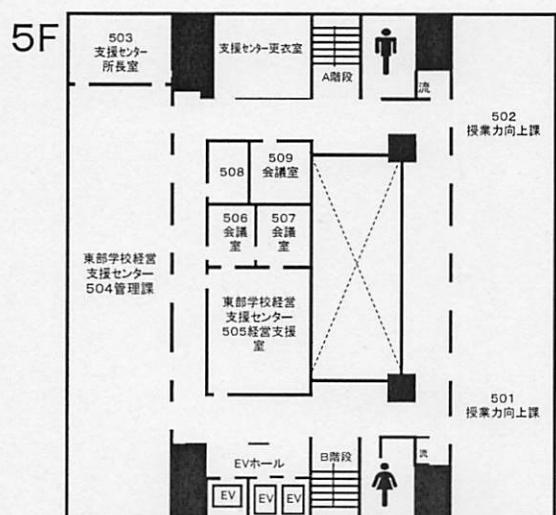
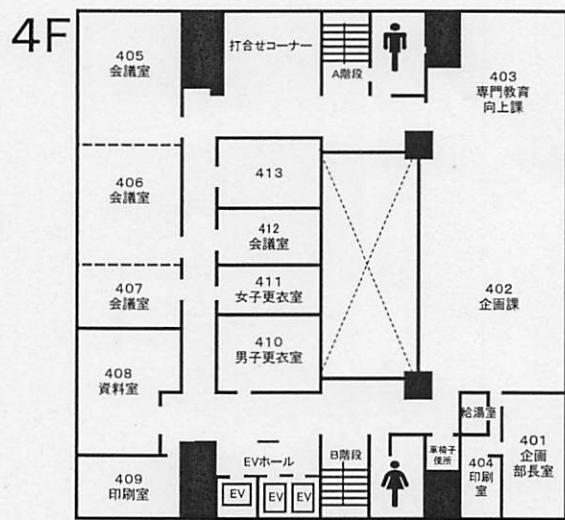
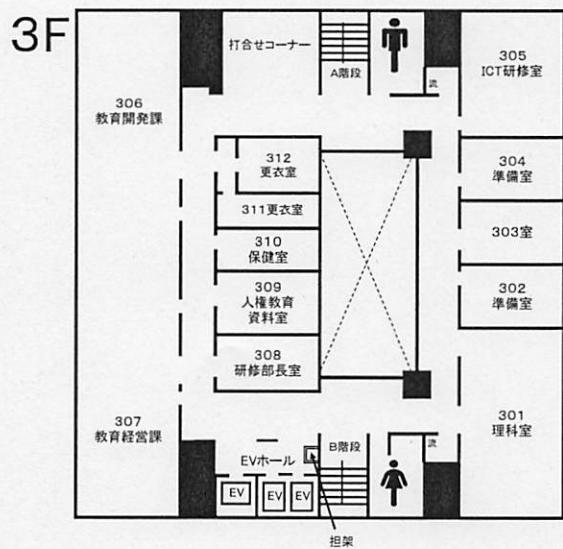
2 施設概要

区分	延床面積	研修室	その他の主な施設
屋上	291m ²		アンテナ塔、EV機械室
8階	1,169m ²	9室	
7階	1,159m ²	3室	教育開発課
6階	1,159m ²	9室	講師控室
5階	1,159m ²		授業力向上課、東部学校経営支援センター
4階	1,159m ²		企画部長室、企画課、専門教育向上課 会議室、印刷室
3階	1,173m ²	IT研修室 理科室	研修部長室、教育経営課、教育開発課 保健室、人権教育資料室
2階	311m ²		ピロティ
1階	3,543m ²	2室 理科室	所長室、総務課、教育資料閲覧室、防災センター 講師控室
地下1階	2,285m ²		総務部分室、総務課分室、印刷室 電気室、機械室
地下2階	3,619m ²	4室	視聴覚ホール、講師控室
計	17,027m ²		

③ 東京都教職員研修センター フロア一図







4 沿革

- 昭和 14 年 6 月 前身の東京市教育局教育研究所が発足した。
- 昭和 29 年 5 月 東京都立教育研究所を設置した。
- 昭和 41 年 1 月 目黒区に新研究所の建物が竣工し、移転した。
- 昭和 62 年 4 月 東京都立多摩教育研究所を設置した。
- 平成 8 年 4 月 東京都総合技術教育センターを設置した。
(旧都立工業技術教育センター及び旧都立情報処理教育センターの統合)
- 平成 13 年 3 月 東京都立教育研究所、東京都立多摩教育研究所及び東京都総合技術教育センターを廃止した。
- 平成 13 年 4 月 研修・研究事業を一元化し、研修体系と内容の整備を進め、学校教育を充実・向上させる教職員の育成を期して、平成 13 年 4 月、新たに東京都教職員研修センターを発足させた。
新たに行政職員研修事業の移管を受けた。分館（文京区）を置いた。
- 平成 18 年 4 月 研修・研究事業の一層の充実を図るため、東京都教職員研修センターを組織改編し、文京区（現在地）へ移転した。分館を統合した。
- 平成 28 年 7 月 都立多摩図書館の移転に伴い立川分室を閉室した。

5 アクセス



6 東京都教職員研修センター Twitterについて

1 東京都教職員研修センターの Twitterについて

東京都教職員研修センターでは、Twitter @tokyoiku_kensyu（東京都教職員研修センター）による情報発信を行っています。主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 次に掲げる情報を要約又は補足する等、関連する情報であって、ツイートすることが都民への広報に効果的であると認められる情報
 - ア 東京都教職員研修センターが報道発表した情報
 - イ 東京都教職員研修センターがホームページに掲載した情報
 - ウ 東京都教職員研修センターが発行する広報用印刷物に掲載した情報
 - エ その他、東京都教職員研修センターの研修等に関する情報
- (2) 緊急に研修受講者等へ周知することが必要と認められる情報
リプライ（返信）については、対応いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御質問がある方は、東京都教職員研修センターホームページからメールによりお問い合わせください。

2 アカウントについて

- ・東京都教職員研修センターのアカウントは @tokyoiku_kensyu です。お間違いのないよう御注意ください。
- ・なお、このアカウント運営に当たって、東京都教職員研修センターではアカウントポリシーを定めています。このアカウントポリシーは、事前に予告なく変更することもありますので御了承ください。

7 東京都教職員研修センター Twitter アカウントポリシーについて

1 アカウント運用における基本方針

- ・本アカウントについては、東京都教職員研修センターが管理及び運用します。
- ・本アカウントでは、東京都教職員研修センターが実施する研修等に関する情報や、東京都教職員研修センターで必要があると判断した情報について、担当者が必要に応じてツイートします。
- ・本アカウントへのリプライ、ダイレクトメッセージには、対応していませんので、あらかじめ御了承ください。御質問がある方は、東京都教職員研修センターホームページからメールによりお問い合わせください。
- ・本アカウントでは、都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のツイートに限り、必要に応じリツイートします。
- ・本アカウントのツイートでは、字数の関係でやむを得ない場合等に URL 短縮サービスを利用します。

2 フォローに関する方針

- ・都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウントについて、担当者が必要に応じフォローします。
- ・それ以外のアカウントについては、フォローしません。

3 運用ポリシーの変更について

- ・本アカウントの運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。



令和元年度 事業概要 東京都教職員研修センター

担当課	東京都教職員研修センター企画部企画課
所在地	〒113-0033 東京都文京区本郷1－3－3
電 話	03-5802-0266
FAX	03-5802-2077
E-mail	S0200328@section.metro.tokyo.jp
ホ-ムペ-ジ	http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/